

福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市特別支援保育事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 福岡市特別支援保育事業実施要綱（昭和58年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条第1号に規定する保育所等をいう。
- (2) 居宅訪問型保育事業者 実施要綱第3条第2号に規定する居宅訪問型保育事業を実施する者をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項に規定する地域型保育事業所をいう。
- (4) 支援区分1の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分1の決定を受けた児童をいう。
- (5) 支援区分2の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分2の決定を受けた児童をいう。
- (6) 支援区分3の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分3の決定を受けた児童をいう。
- (7) 支援区分4の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分4の決定を受けた児童をいう。
- (8) 支援区分5の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分5の決定を受けた児童をいう。
- (9) 要医療的ケアの児童 実施要綱第5条第1項の規定により要医療的ケアの決定を受けた児童をいう。
- (10) 要支援児 支援区分1の児童、支援区分2の児童、支援区分3の児童、支援区分4の児童、支援区分5の児童及び要医療的ケアの児童をいう。
- (11) 子育て支援員 実施要綱第9条第5項ただし書きに規定する子育て支援員をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等における要支援児の保育とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に定めるとおりとする。ただし、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付、福岡市保育協会補助金その他の補助金の交付等により、当該経費が交付されている場合を除く。

- (1) 要支援児の保育（実施要綱第3条第3項に規定する居宅訪問型保育を除く。）に要する保育士等（保育士、実施要綱第9条第5項に規定するみなし保育士、同項ただし書きに規定する子育て支援員をいう。以下同じ。）の雇用に係る人件費（労働者派遣事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の許可を受けた者をいう。）との間で締結する労働者派遣契約などによる看護師等の配置を行った場合における経費を含む。以下同じ。）
- (2) 要医療的ケアの児童の保育に当たって医療的ケアを実施する看護師等（看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）の雇用に係る人件費

（補助金の額）

第5条 前条第1項第1号に掲げる費用に係る保育所等（幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を除く。）1事業所当たりの補助金の月額額は、次の各号に掲げる児童の支援区分に応じ当該各号に定める額に当該支援区分の児童数を乗じて得た額又は198,000円のいずれか高い額以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 支援区分1の児童 82,000円
 - (2) 支援区分2の児童 137,000円
 - (3) 支援区分3の児童 180,000円
 - (4) 支援区分4又は支援区分5の児童273,000円（ただし、地域型保育事業所については109,000円）
- 2 前条第1項第1号に掲げる費用に係る幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園1事業所当たりの補助金の月額は、65,300円に支援区分1の児童、支援区分2の児童、支援区分3の児童、支援区分4の児童及び支援区分5の児童の総数（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する児童（以下、この項において「1号認定児」という。）に限る。）を乗じて得た額に、前項第1号から第4号に定める額に当該支援区分の児童数（1号認定児を除く。）を乗じて得た額を加え

た額又は198,000円のいずれか高い額以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 3 前条第1項第2号に掲げる費用に係る保育所等1事業所当たりの補助金の月額、440,000円以内の額（要医療的ケアの児童を複数人受け入れる保育所等において、同号に掲げる費用が440,000円を超えることが見込まれる場合については、市長が必要と認める額以内の額）とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。
- 4 第1項及び第2項の規定により補助金を交付する場合であって月の初日から交付するとき以外のとき、又は月の末日まで交付するとき以外のときは、その補助金の額は、25日を基礎として、日割りによって計算する。

（補助対象者）

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育所等を運営する者又は居宅訪問型保育事業者（以下「保育所等運営者」という。）であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

（申請の手続）

第7条 保育所等運営者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市特別支援保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、要支援児の保育を開始した日の属する月の末日までに行わなければならない。

（決定の通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、速やかに決定の内容及び交付の条件を福岡市特別支援保育事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第10条 第8条の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、福岡市特別支援保育事業補助金変更届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 保育する要支援児の人数を変更するとき
- (2) 保育する要支援児が、実施要綱第8条第2項の規定により異なる支援区分の決定を受けたとき
- (3) 要支援児の保育に要する保育士等又は要医療的ケアの児童の保育に当たって医療的ケアを実施する看護師等を変更するとき

（状況の報告）

第11条 補助金交付決定者は、補助事業の収支状況を明らかにするために必要な書類を備え付けるとともに、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助金交付決定者は、福岡市特別支援保育事業補助金実績報告書（様式第4号。以下、「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、福岡市特別支援保育事業補助金実績調査報告書（様式第5号）を作成するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市特別支援保育事業補助金確定通知書（様式第6号）により速やかに当該認定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、保育所等運営者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 保育所等運営者が法令、本要綱、実施要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 保育所等運営者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 保育所等運営者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の時期)

第15条 この補助金は、第13条第1項の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、申請者が事業の終了前に交付することを希望する場合であって、市長が適当と認めるときは、福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、(毎年度2回に分けて、)概算払によりこれを交付することができる。

(暴力団の排除)

- 第16条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。事項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象事業者に対し当該申請者又は当該補助事業対象者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 福岡市障がい児保育事業補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

令和 7 年度 福岡市特別支援保育事業補助金交付申請書

令和 7 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名

及び代表者の職氏名

令和 7 年度福岡市 特別支援支援保育事業補助金の交付を受けたいので、福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

福岡市特別支援保育事業補助金の交付要件である「本市の市税を滞納していないこと」の確認に当たり、税務担当課に「福岡市特別支援保育補助金交付申請書」が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がなされることに同意します。

福岡市特別支援保育事業補助金の交付要件である「福岡市暴力団排除条約(平成22年福岡市条例第30条)第2条第2号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当するものであるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する者でないこと」の確認に当たり、福岡県警察に照会がなされることに同意します。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	福岡市特別支援保育事業
2 交付を受けようとする補助金の金額	0 円
3 保育施設名	
4 補助事業の目的及び内容 特別な支援を必要とする児童と他の児童との日常的な交流による両者の健全な成長発達及び豊かな人間性の育成を推進し、もって児童福祉の増進を図る。	
5 補助事業の執行に関する収支計画書及び事業計画 (1) 事業計画 別紙「事業計画」(様式1号の2)のとおり (2) 収支計画 別紙「収支予算書」(様式1号の2)のとおり (3) 資金計画 別紙「資金計画書」(様式1号の3)のとおり ※ただし、資金計画書の提出は、4月～9月末日までに対象児が利用している場合のみ必要。	
6 補助金の交付方法	精算払(事業終了後) ・ 概算払(前金払)
概算払の理由	

事業計画

1 対象児入所見込み

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援区分1 (1:3)												
支援区分2 (1:2)												
支援区分3 (2:3)												
支援区分4 (1:1)												
認定こども園 1号認定												
医療的ケア児が在籍し、医療的ケアを実施する担当看護師等を雇用する場合は、右欄に○を記入。 医療的ケア児に、保育士等の加配をする場合は、該当支援区分にその人数を加算。										医療的ケア児 在籍		

2 保育士等雇用計画 ※履歴書及び資格証明書を添付すること

特別支援保育担当保育士等	(氏名)	
	(氏名)	
	(氏名)	
医療的ケア担当看護師等	(氏名)	

収支予算書

収入の部

区分	金額
福岡市補助金 収入	対象児数
	支援区分 1: 人 × 82,000 円 = 円 ①
	支援区分 2: 人 × 137,000 円 = 円 ②
	支援区分 3: 人 × 180,000 円 = 円 ③
	支援区分 4: 人 × 273,000 円 = 円 ④
	1号認定: 人 × 65,300 円 = 円 ⑤
	① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 0 円 ⑥
	* 最低助成額198千円(月額)と比べて高い額 0 円
	補助基準額 ⑥ × 月 = 0 円
	* 補助基準額と雇用額を比べて低い額 0 円 ⑦
	(雇用額が最低助成額(198千円)に満たない場合は月額198千円とする。)
医療的ケア 担当看護師等	医療的ケア児在籍月数 雇用費月額 月 × 円 = 0 円 ⑧
小計 ⑦+⑧ (補助金申請額)	0 円
自己資金	0 円
計	0 円

支出の部

区分	金額
特別支援保育 担当保育士等雇用費	円
医療的ケア 担当看護師等雇用費	円
計	0 円

事業計画

1 対象児入所見込み

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援区分4 (1:1)												
医療的ケア児が在籍し、医療的ケアを実施する担当看護師等を雇用する場合は、右欄に○を記入。										医療的ケア児 在籍		

2 保育士等雇用計画 ※履歴書及び資格証明書を添付すること

特別支援保育担当保育士等	(氏名)	
	(氏名)	
医療的ケア担当看護師等	(氏名)	

収 支 予 算 書

収入の部

区分	金額	
福岡市補助金 収入	対象児数 支援区分 4: 0 人 × 109,000 円 = 0 円 ④ 補助基準額 ④ × 月 = 0 円 * 補助基準額と雇用額を比べて低い額 0 円 ⑥	
	医療的ケア 担当看護師等 医療的ケア児在籍月数 雇用費月額 月 × 円 = 0 円 ⑦	
	小計 ⑥+⑦ (補助金申請額)	0 円
	自己資金	0 円
計	0 円	

支出の部

区分	金額
特別支援保育 担当保育士等雇用費	円
医療的ケア 担当看護師等雇用費	円
計	0 円

様式第2号

年度福岡市特別支援保育事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

先に申請がありました福岡市特別支援保育事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市特別支援保育事業
- 2 補助内示金額 _____ 円
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から14日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

令和 7 年度 福岡市特別支援保育事業補助金変更届

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名

及び代表者の職氏名

令和 年 月 日付 第 号により交付決定を受けました事業について下記のとおり届出ます。

記

1. 特別支援保育事業対象児童の入所, 追加, 退所, 転園等

児童氏名	支援区分	変更となった年月日	変更理由

2. 特別支援保育事業対象児童の支援区分変更

児童氏名	新支援区分	旧支援区分	変更となった年月日

3. 特別支援保育事業担当保育士等の変更

保育士等氏名	変更となった年月日	変更理由

※変更理由が「採用」「配置変更(入)」の場合, 履歴書及び資格証明書を添付すること

4. 医療的ケア担当看護師等の変更

看護師等氏名	変更となった年月日	変更理由

※変更理由が「採用」「配置変更(入)」の場合, 履歴書及び資格証明書を添付すること

令和 7 年度 福岡市特別支援保育事業補助金実績報告書

令和 8 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名

及び代表者の職氏名

施設名

令和 年 月 日付Zこ保支第 号により交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 補助事業名 福岡市特別支援保育事業
- 補助事業の実施期間 (事業開始日) 令和 年 月 日
(事業終了日) 令和 8 年 月 日
- 補助事業の実施状況
ア. 収支決算書(様式第4号の2のとおり)
- 補助金の交付決定額と精算額
ア. 補助金の交付決定額 (A) 0 円
(補助金の既交付額) (B) 円
イ. 補助金の精算額 (C) 0 円
ウ. 追加支給額 (C)−(B) 0 円
エ. 差引返還額 (C)−(B) 0 円

5. 添付書類

医療的ケア担当看護師等補助金の実績報告の場合は、看護師等に対し給与等を支払ったことを証する書類(給与台帳の写し等)を添付すること。

収 支 決 算 書

収入の部

(単位:円)

	区分	予算額	決算額	過不足額
福岡市補助金	特別支援保育 担当保育士等		0	0
	医療的ケア 担当看護師等		0	0
	小計	0	0	0
	自己資金	0	0	0
	計	0	0	0

補助基準額

	支援区分	年間 延べ人数	月額	年間基準額
特別支援 保育 対象児	支援区分1(1:3)	0 人	82,000 円	0 円
	支援区分2(1:2)	0 人	137,000 円	0 円
	支援区分3(2:3)	0 人	180,000 円	0 円
	支援区分4(1:1)	0 人	273,000 円	0 円
	1号認定子ども	0 人	65,300 円	0 円
	小計			0 円
	補助額(ア) ※最低基準額(月額)198千円			0 円
医療的 ケア児	在籍月数		月	担当看護師雇用人数
			月	
	計			0 円

支出の部

(単位:円)

	区分	予算額	決算額	過不足額
	特別支援保育 担当保育士等 雇用費		(イ) 0	0
	医療的ケア担当 看護師等雇用費		0	0
	計	0	0	0

収 支 決 算 書

収入の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	過不足額
福岡市補助金	特別支援保育 担当保育士等	0	0
	医療的ケア 担当看護師等	0	0
	小計	0	0
自己資金	0	0	0
計	0	0	0

補助基準額

	支援区分	年間 延べ人数	月額	年間基準額
特別 対象 児 保	支援区分4(1:1)	人	109,000 円	円
	小計(ア)			0 円
	*(ア)と(イ)を比べて低い額			0 円
医療的 ケア児	在籍月数	月	担当看護師等雇用費(月額) 円	0 円
計				0 円

支出の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	過不足額
特別支援保育 担当保育士等 雇用費		(イ)	0
医療的ケア担当 看護師等雇用費			0
計	0	0	0

様式第5号

年度福岡市特別支援保育事業実績調査報告書

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

年 月 日付 年度福岡市特別支援保育事業実績報告書について
調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

年度福岡市特別支援保育事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

福岡市特別支援保育事業実績報告書により報告のありました、福岡市特別支援保育事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

なお、超過交付額（差引返還額）については、別添納付書により下記期日までに、必ず返還（納付）いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------|-------------|
| 1 補助事業名 | 福岡市特別支援保育事業 |
| 2 補助確定金額 | _____円 |
| 3 既交付額 | _____円 |
| 4 追加支給額 | _____円 |
| 5 差引返還額 | _____円 |

6 補助条件

- (1) 福岡市補助金交付規則及び福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

※ 返還については、 年 月 日（ ）までに必ず銀行に納付して下さい。